

現行の外国銀行代理業制度の下では、例えば、外銀在日支店が日本の事業会社（親会社）に対して、各国拠点での口座開設等の勧誘をしようとする時は、所属外国銀行（法人格）ごとに個別に当庁認可を受ける必要。

